平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)実施要項

1 事業の概要等

(1) 事業の概要

本県における独立就農者の育成を図るため、公益財団法人やまがた農業支援センター (以下「支援センター」という。)が、県内において独立就農を目指す就農予定時の年齢が45歳以上の者を雇用する受入農業経営者に対し、農畜産物の生産業務への従事を通して就農に必要な実践的な技術、知識等を習得させる業務(以下「研修業務」という。)を委託して実施するものです。

- (2) 委託の内容
 - ① 委 託 額 研修生(本事業の対象となる雇用者をいう。)1人当たり 年間最大150万円(税抜き)

※就農予定時の年齢が60歳以上の者については75万円

- ② 委託対象経費 研修生に係る賃金、諸手当、法定福利費等
- ③ 対象(委託)期間 平成30年4月から最長で24カ月 ※平成31年度については、県の予算措置がなされた場合に実施(委託契約を更新)します

2 募集内容、申請先

本事業の実施を希望する受入農業経営者を、下記により募集します。

- (1) 新規募集者数 4人(原則、受入農業経営者1名につき研修生1名)
- (2) 募集期間 平成30年2月19日(月)~平成30年3月2日(金)
- (3) 申 請 先 公益財団法人やまがた農業支援センター 新規就農支援課 990-0041 山形市緑町1-9-30 緑町会館6F TEL (023)641-1117
- (4) 申請書類
 - ① 平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)申請書(様式第1号)
 - ② 平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)事業計画書(様式第2号)
 - ③ 研修(雇用)予定者の履歴書
 - ④ 雇用契約内容確認書(様式第3号)及び下記の書類(写)
 - ア) 就業規則(常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等、定めがある場合)
 - イ) 税務署に提出した「給与支払事務所等の開設届書」又は「所得税徴収高計算書(納付書) の写し(源泉徴収に関するもの)
 - ウ) 労働者災害補償保険への加入を証する書類(加入しない場合は傷害共済保険への加入を証 する書類)
 - エ) 雇用保険への加入を証する書類(加入する場合)
 - オ)健康保険、厚生年金保険への加入を証する書類(加入する場合)
 - ※ イ)~オ)について申請時点で未手続等の場合、採択後2週間以内に提出すること

3 実施要件

本事業の対象となる受入農業経営者及び研修生は、以下のそれぞれの要件をすべて満たす者とします。

- (1) 受入農業経営者の要件
 - ① 支援センターの受入農業経営者として採択されている者又は採択が確実と認められる者
 - ② 研修生を1年以内の有期により雇用し、出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金 台帳、労働者名簿等を備え、賃金、休日等の雇用条件を明示するなど、適正な労働条件 の下で雇用することができる者
 - ③ 年間1,200時間から2,000時間の研修業務を実施するとともに、研修生に対する研修日誌の記入の指導、研修日誌の確認及びアドバイスの記入等、適切な研修業務を実施できる者
 - ④ 雇用時間の中において、研修生を支援センターが行う「集合研修」に参加させること ができる者
 - ⑤ 本事業と重複する他の助成を受けていない者
 - ⑥ 本事業終了後に研修生の就農状況等の調査を行う場合、その調査に協力できる者
- (2) 研修生の要件
 - ① 農地等の経営基盤を持たない非農家出身者等で、就農予定時の年齢が45歳以上の者
 - ② 本事業の終了後、山形県内において農業経営者となることについての意欲を有するとともに、研修業務に支障のない健康状態にあると認められる者
 - ③ 当支援センターにおいて就農相談を実施済みの者、かつ受入農業経営者の下で当支援 センターの実施する農業短期体験を実施済みの者
 - ④ 原則として平成30年3月31日以前に受入農業経営者に雇用されたことがない者
 - ⑤ 受入農業経営者(法人にあってはその代表者)の親族(3親等以内)でない者

4 採択及び契約等

- (1) 申請に基づき内容を審査し、結果を書面にて通知します。採択の場合、業務委託契約 (別記様式第4号)を締結して頂きます。
- (2) 委託料は、第一~第三四半期について概算払いを請求することができます。
- (3) 委託期間満了後に提出頂く実績報告書に基づき精算払いを行います。
- (4) 概算払請求書及び実績報告書には、研修日誌(写)、賃金台帳、その他支出を証明する 書類(写)の添付が必要です。

平成 年 月 日

即

「平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)」申請書

公益財団法人やまがた農業支援センター理事長 様

住 所

氏 名

「平成30年度独立就農者育成研修事業(雇用型)」を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

「平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)」事業計画書

1 申請者概要

| (ふりがな) 氏 名 (法人等名) | ※以下に該当する場合、○で囲んでください 認定農業者、青年農業士、指導農業士(元を含む) |
|---------------------------|---|
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 | 〒 |
| (住所と異なる場合) | |
| 研修責任者 | (ふりがな) 氏 名 |
| 1911 15 貝 1上14 | 生年月日 生年月日 |
| | 電話(携帯)番号 |
| 雇用の状況 | 常時雇用者の状況 □雇用していない □雇用している (人) |
| | 労働保険、社会保険への加入状況 □加入していない □新たに加入予定 □加入予定はない |

2 雇用者(研修生)に関する事項

| (ふりがな) 氏 名 | | (男・女)](歳) |
|---------------|-----|-------------------|
| 住 所 | 現住所 | ₸ |
| | 新住所 | Ŧ |
| 連絡先 (電話番号) | | (携帯) |
| 雇用者との関係 | | □ 申請者と3親等以内の親族でない |

3 研修計画

(1) 研修方針等

| ` | |
|---|-----------------------------------|
| | (習得させたい技術、研修終了後の独立就農に向けた支援等への考え方) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(2) 月別研修計画

※支援センターが行う集合研修の記載は不要です

(1年目)

| · 1 1 . / | |
|-----------|---------------------------|
| | 作目別栽培飼養・販売流通・経営管理技術研修等の内容 |
| 30年4月 | |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | |
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 31年1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |

(2年目)

| (= / | |
|-----------|---------------------------|
| | 作目別栽培飼養・販売流通・経営管理技術研修等の内容 |
| 31年4月 | |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | |
| 10月 | |
| 11月 | |
| 12月 | |
| 32年1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |
| | |

4 平成30年度所要額の内訳

| 費目 | 積 算 根 拠 | 金 額 (円) |
|------------------|---------|------------|
| 賃 金 | | |
| 諸手当 | | |
| 法定福利費 (事業主負担) | | |
| 計 | | |

記載例

4 平成30年度所要額の内訳

| 費目 | 積 算 根 拠 | 金 額 (円) | |
|------------------|--|---------------|--|
| 賃 金 | @740 円×173 時間/月×12 か月=1, 536, 240 円 1, 536, 240 | | |
| 諸手当 | | 0円 | |
| 法定福利費 (事業主負担) | 例)雇用保険、労災保険のみ加入の場合の例 雇用保険 賃金1,536,240円×0.008 =12,289円 労災保険 賃金1,536,240円×0.013 =19,971円 | 32, 260 円 | |
| 計 | | 1, 568, 500 円 | |

雇用契約内容確認書

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------------|---|----|
| 雇用期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | |
| 就業場所 | | |
| 従事すべき 業務の内容 | | |
| 就業時間等 | ・始業(時 分)終業(時 分)、休憩時間(分) ・所定労働時間 年間を通じた平均の週所定労働時間(時間) 年間を通じた平均の月所定労働時間(時間) | |
| 休日 | | |
| 休 暇 | 年次有給休暇日 | |
| 賃 金 | 1 賃金 (1) 基本賃金 ア.月給の場合(円) ※月給制とは、固定額の月額基本給がある場合 イ.日給の場合(円、月給換算で 円) ウ.時給の場合(円、月給換算で 円) (2) 諸手当の額及び計算方法 (手当: 円/月) 2 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (%) 3 賃金〆切日:毎月 日 4 賃金支払日:毎月(当月・翌月) 日 5 賞 与 (有・無) | |
| その他 | 1 労働保険の適用 ・労災保険 □加入する □加入しない ・雇用保険 □加入する □加入しない 2 社会保険 ・厚生年金保険 □加入する □加入しない ・健康保険 □加入する □加入しない | |

本事業に採択された場合、上記内容により雇用契約を行うことを確認する。

| 平成 | 年 | 月 | 日 | |
|----|------|------|---------|--|
| 受 | 入農業 | 経営者 | 氏名(自署) | |
| 雇 | 用者(研 | 肝修生) | 氏 名(自署) | |

雇用契約(予定)内容確認書

| 項目 | 内 容 | 備考 |
|----------------|---|----|
| 雇用期間 | 平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日 | |
| 就業場所 | 農場等 | |
| 従事すべき 業務の内容 | 作物の栽培管理・出荷調整、圃場の管理 等 | |
| 就業時間等 | ・月~金 始業(8時00分)終業(17時00分)、休憩時間(90分) ・土 始業(8時00分)終業(10時30分)、休憩時間(一分) ・所定労働時間 40時間/週 ・年間を通じた平均の週所定労働時間(2,080時間) ・年間を通じた平均の月所定労働時間(173時間) | |
| 休日 | 月当たり 4日 | |
| 休暇 | 年次有給休暇 … 法定どおり | |
| 賃 金 | 1 賃金 (1) 基本賃金 ア.月給の場合 (円) ※月給制とは、固定額の月額基本給がある場合 イ.日給の場合 (円、月給換算で 円) ウ.時給の場合 (740円、月給換算で128,020円) (2) 諸手当の額及び計算方法 | |
| その他 | 1 労働保険の適用 | |

本事業に採択された場合、上記内容により雇用契約を行うことを確認する。

| 平成 | 年 | 月 | 日 |
|----|------|------|---------|
| 受 | 入農業 | 経営者 | 氏名(自署) |
| 雇 | 用者(研 | 「修生) | 氏 名(自署) |

(様式第4号)

平成30年度山形県独立就農者育成研修業務委託契約書

公益財団法人やまがた農業支援センター 理事長 (以下「委託者」という。)と △△△ (以下「受託者」という。)とは、独立就農者育成研修業務の実施について、以下 により業務委託契約を締結する。

(目的等)

- 第1条 委託者は、本県における独立就農者の育成を図るため、平成30年度山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)実施要項及び本契約の定めるところにより、受託者が就農希望者〇〇〇〇を雇用し、農畜産物の生産業務への従事を通して就農に必要な実践的な技術、知識等を習得させる業務(以下「研修業務」という。)を、受託者に委託する。
- 2 受託者は、適正な労働条件の下で就農希望者を雇用するとともに、円滑な研修業務の実施に努めるものとする。

(契約期間)

- 第2条 契約期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 2 契約期間の満了前に受託者が雇用契約を解除する場合、契約期間は、雇用契約を解除する日までとする。

(委託料の額)

- 第3条 委託者は、委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税額金 円) を受託者に支払うものとする。
- 2 契約期間を変更する場合の委託料の額は、契約期間に応じて別途算定するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、研修業務を第三者に委託してはならない。

(契約内容の変更等)

- 第5条 委託者は、必要があると認めた場合には、研修業務の内容を変更し又は委託業務を 一時中断することができる。
- 2 受託者は、雇用契約の解除、変更又は研修業務の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ委託者の了解を得なければならない。

(秘密の保持等)

第6条 受託者は、研修業務の遂行上知り得た秘密及び個人情報を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し又は解除された後において同様とする。

(調査及び報告)

第7条 委託者は、必要があると認めたときは、受託者に対し研修業務の実施状況について 実地に調査し又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

- 第8条 委託者は、受託者の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部 又は全部を解除し、支払った委託料の一部又は全部を返還させることができる。
- (1) その責に帰すべき事由により、契約期間内又は契約期間後相当の期間内に、研修業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく雇用契約を解除し又はこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受託者(法人にあっては役員)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。

(事故発生の通知)

第9条 受託者は、研修業務に関し事故が発生したときは、直ちに委託者に対し通知すると ともに、遅滞なくその状況を委託者に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 受託者は、研修業務が完了したときは、20日以内又は平成31年4月10日のいずれか早い日までに、委託者が別に定める様式により実績報告書を委託者に提出するものとする。

(委託料の支払い)

- 第 11 条 委託者は、実績報告書等に基づき業務が完了したと認めた場合は、速やかに委託 料を支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研修業務の遂行上必要と認めるときは、受託者の請求に基づき概算払を行うことができる。

(関係書類の保管)

第12条 受託者は、この研修業務に係る収支等の関係書類、研修生の雇用の状況に関する 書類及び帳簿を整備し、研修業務の完了する日の属する年度の末日から5年間これを保管 しなければならない。

(疑義の決定)

第 13 条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者、受託者が 協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 山形市緑町一丁目 9 番 3 0 号 公益財団法人やまがた農業支援センター 理 事 長

受託者 ▲▲▲▲

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \blacksquare$